

社会保険庁廃止に伴い、社会保険審査官業務が 中国四国厚生局へ移管されました

平成22年1月、社会保険庁の廃止に伴い、これまで中国5県（鳥取、島根、岡山、広島、山口）の各社会保険事務局で実施していた社会保険審査官業務が中国四国厚生局に移管され、下記所在地で業務を行っています。

<所在地>

〒730-0017

広島県広島市中区鉄砲町 7-18 東芝フコク生命ビル2階
「中国四国厚生局 社会保険審査官」

<電話番号・FAX 番号>

【電 話】082-223-0070

【FAX】082-223-0061

<業務内容>

健康保険法、厚生年金保険法、国民年金法等に基づき、厚生労働大臣、日本年金機構、全国健康保険協会等が行った処分に対する審査請求に関する事務

※社会保険庁の廃止に伴う平成22年1月以降の中国四国厚生局の組織概要等はこちらをご覧ください。

[平成22年1月以降の地方厚生（支）局組織の概要\(PDF:314KB\)](#)